

## 大阪市「高齢者等在宅医療・

## 介護連携に関する相談支援事業」

### 「北サポ（北区在宅医療・介護 連携相談支援室）」新設について

在宅医療担当理事 米 田 円

#### 〔事業目的〕

本会内に新たに設置した「北区在宅医療・介護連携相談支援室（通称・北サポ）」の紹介をさせていただきます。

#### 〔はじめに〕

在宅医療・介護連携の推進に係る事業につきましては、これまで医療保険を財源として、都道府県を主体に事業展開されてきましたが、平成27年度からは介護保険法の地域支援事業に位置づけられ、市町村が主体となり、郡市区医師会等と連携しつつ取組んでいくという大きな流れがあります。この流れのなか、大阪市は、平成28年5月に「高齢者等在宅医療・介護連携に関する相談支援事業」を公募型企画プロポーザルとして実施、それに対し、本会が応募のために本企画提案書を含む必要書類を提出、「高齢者等在宅医療・介護連携に関する相談支援事業受託法人選定会議」による審査を経て、受諾契約の締結に至りました。

本シリーズでは、この事業の概要について説明するとともに、

本事業の目的は、高齢者等が疾病を抱えても住み慣れた地域で生活が続けられるよう、地域の医療・介護関係者等からの在宅医療・介護連携に関する相談を受け付ける窓口（相談支援室）を設置し、在宅医療・介護連携支援コーディネーター（以下コーナーディネーター）が連携調整、情報提供等の支援を行うことにより、多職種間の円滑な相互理解や情報共有が行える体制を構築することとされています（図1）。

#### 〔事業内容〕

事業実施内容は以下のとおりです。

- (1) 相談窓口の設置・運営  
本業務を円滑に実施するために必要な窓口及び専用回線・パソコンの確保を行い、ホームページへの掲載やリーフレット等の作成などにより、地域の医療・介護関係

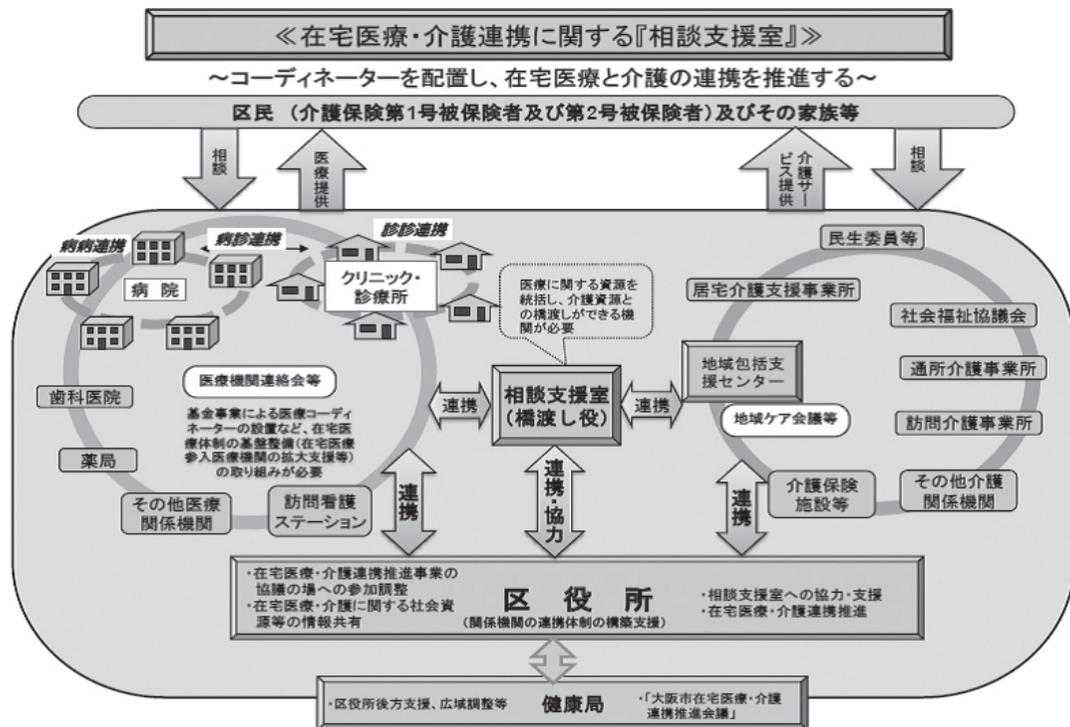


図1：相談支援室のイメージ図

- 者に対して、相談窓口についての周知を図ること  
 ただし、既存の組織等を活用する場合は相談窓口における相談内容・役割を明確に切り分けること
- (2) 在宅医療・介護連携支援コーディネーターの配置  
 コーディネーターは、以下のいずれかの要件を満たす専門職にて編成する
- (ア) 保健師、看護師などの医療に関する国家資格を有する者で、地域において訪問看護及び保健福祉に関する相談等の実務経験を有する者
- (イ) 医療ソーシャルワーカー業務指針「厚生労働省保健局長通知（平成14年11月29日健康発第229001号）」に基づく実務経験3年以上を有する者
- (ウ) 介護支援専門員資格をもつなど介護に関する知識を有し、保健福祉に関する相談などの実務経験3年以上を有する者
- なお、相談窓口開設時間内は、最低1名を本業務のみ従事すること
- (3) 相談に対する支援  
 医療・介護関係者からの相談を受け付け、必要に応じた支援（関係機関との調整や情報提供）を行うこと  
 相談に対応するために必要な医療機関や介護サービス事業所等についての情報を収集し、リスト化しておくこと

(4) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に向けた推進

医療と介護が必要になっても、住み慣れた地域で可能な限り暮らし続けることができるよう、地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、在宅医療と介護が切れ目なく提供される体制の構築をめざした具体的取組みの推進を行うこと

(5) 医療・介護関係者間の情報共有の支援

患者・利用者の在宅療養生活を支えるために、患者・利用者の変化に応じた、医療・介護関係者間の速やかな情報共有が行えるよう、情報共有のための様式を含めたマニュアル等を整備すること

(6) 関係機関等との連携強化

本市(局・区)が開催する在宅医療・介護連携推進に係る会議・研修・普及啓発に対して参加・協力を行うこと  
地域包括支援センターなどが開催する地域ケア会議等  
(在宅医療・介護連携推進に関する事項)に出席し、助言や情報提供を行うこと

#### 〔事業対象範囲〕

対象者は、事業実施区民に対して支援を行っている医療・介護関係者。

ただし、実情に応じて直接、事業実施区民に対応することも差し支えないとされています。

#### 〔事業実施状況〕

元々、本会では、平成24年度から開始した「大阪府転退院調整・在宅医療円滑化ネットワーク事業」および「大阪府在宅医療連携拠点支援事業」を進めるにおいて、多職種による在宅医療支援ネットワークの構築に努め、在宅医療・介護連携の基盤はほぼ形成されつつあり、また他職種からの個別相談にも応じていました。従いまして、市内で本事業を受諾した地区の大多数が基盤作りからの開始となるのに対し、本会では比較的円滑に本事業を開始できる条件が整っていたといえます。

本事業を開始するにあたり、平成28年8月1日付けで、本国会館3階に、北区在宅医療・介護連携相談支援室(通称・北サポ TEL/FAX: 06-6948-6630)を開設しました。相談日は月々金曜日(土・日・祝日・年末年始を除く)、相談時間は午前9時〜午後5時までとなっております。コーディネーターには、大阪府在宅医療推進事業開始時から既に、在宅医療推進コーディネーターに就任頂いていた辰田美子看護師(主任)、荒木俊圭看護師が兼務し、新たに辻末子看護師兼ケアマネジャーを迎え、現在この3人が、勤務時間割を調整し、事業に取り組んでいます(図2、図3)。なお、相談窓口開設時間内は、最低1名が

本業務のみに従事して  
います。コーディネーター  
は先述した在宅医療推進  
事業の流れで、既に医  
療・介護関係者からの個  
別相談受付・支援に関す  
る実務的な活動をしてい  
ましたが、本事業が開始  
となった平成28年8月か  
ら同年10月までの3か月  
間に、診療所、訪問看護  
ステーション、ケアマネ  
ジャー、地域包括支援セ  
ンター、北区役所・保健  
福祉センターなどから計  
127件の相談があり、  
相談内容としては「診療  
所・病院・訪問看護」な  
どの医療に関すること、  
「ケアマネジャーや介護  
事業所」などの介護に関  
すること、さらには「退



図3：  
在宅医療・介護連携支援コーディネーター  
の3名。右から、荒木俊圭看護師、辰田美  
子看護師、辻未子看護師



図2

院支援・調整」、「看取り」など、多岐に涉っています。コーデ  
イナーの実際の業務としては、これらの相談支援活動以外  
に、北区内で開催されている、本会主催のものを含む各種在宅  
医療・介護関連の会議・委員会、市主催のコーディネーター交  
流研修会への参加、自ら教育研修や人権問題研修の受講、年間  
計画の作成等があります。また、事業実績報告書を詳細な日報、  
月報に分けて作成し、それぞれ一定の期限内に提出する義務も  
課せられるなど、業務範囲が広範で、極めて多忙な日々を送っ  
ています。また、相談支援室の周知・啓発を目的として、リー  
フレットを作成し(図4、図5)、さらに本会ホームページ  
(<http://www.kita-med.jp/>)上にもアップ致しました。  
一方、本事業と並行して、北区役所は、冒頭で述べた介護保  
険法の地域支援事業として「在宅医療・介護連携推進事業」を  
開始しています。その一環で、郡市区医師会等と連携しつつ地  
域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続  
的な在宅医療・介護を提供できる体制の構築について検討する  
ことを目的として、「在宅医療・介護連携推進会議」を発足し、  
定期的に開催しています。コーディネーターは本会議にも参画  
し、歯科医師会、薬剤師会、区社会福祉協議会、地域包括支援  
センター、居宅介護支援事業所等の担当者との情報共有や意見  
交換を通じて、他職種との顔の見える関係作りに励んでいます。

**北区 在宅医療・介護連携相談支援室依頼書**  
FAX : 06-6948-8956

相談者区分	<input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> フリーランス <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 在宅医療連携センター <input type="checkbox"/> その他	依頼方法	<input type="checkbox"/> FAX 依頼 <input type="checkbox"/> 電話依頼 <input type="checkbox"/> 郵送物
施設・事業所名称	担当者			〒
電話番号	FAX			
設置期日	平成 年 月 日	メールアドレス		
相談種別	<input type="checkbox"/> 医療 <input type="checkbox"/> 介護 (種別) <input type="checkbox"/> 必要なサービスあり <input type="checkbox"/> ケアプランあり <input type="checkbox"/> ケアプランなし <input type="checkbox"/> 介護計画あり <input type="checkbox"/> 介護計画なし <input type="checkbox"/> その他			
フリガナ	性別			<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
患者氏名	生年月日			歳
生年月日	年 月 日	漢		
患者住所	大阪府 区			
患者連絡先	<input type="checkbox"/> 家族親族 <input type="checkbox"/> 自治体 <input type="checkbox"/> 他 <input type="checkbox"/> 家族構成(家系図等)			
家族の状況	名前 TEL 介護保険 国民健康保険 生活保護 その他( ) 介護 介護度(軽・中・重) 介護サービス(給・給付) 介護サービス(給・給付)			
主治医	有 主治医名			<input type="checkbox"/> 無
治療中の病名	既往歴			
現在の病状	日常生活自立度 歩行 <input type="checkbox"/> 杖 <input type="checkbox"/> 歩行器 <input type="checkbox"/> 車椅子 <input type="checkbox"/> 介助 <input type="checkbox"/> 要介助 <input type="checkbox"/> 要介護 <input type="checkbox"/> 要支援 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5			
医療ケア	<input type="checkbox"/> 中心静脈栄養 <input type="checkbox"/> 経管栄養 <input type="checkbox"/> 人工肛門 <input type="checkbox"/> 褥瘡創傷 <input type="checkbox"/> コーヒー <input type="checkbox"/>			
現在の状況	<input type="checkbox"/> 入院中 <input type="checkbox"/> 療養中 <input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> 在宅療養中 <input type="checkbox"/> 在宅療養中 <input type="checkbox"/> 在宅療養中 <input type="checkbox"/> 在宅療養中			
介護認定の経緯	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 不詳 <input type="checkbox"/> 要支援 <input type="checkbox"/> 要介護			
利用中の介護サービス(事業所名)	ケアプラン <input type="checkbox"/> 訪問介護 <input type="checkbox"/> 訪問看護			
特記事項				

問い合わせ TEL : 06-6948-6630

図 5 : リーフレット裏面

**《在宅医療・介護従事者の皆様へ》**

**北サポ** **北区**  
**在宅医療・介護連携相談支援室**  
電話 06-6948-6630 FAX 06-6948-8956

「北区在宅医療・介護連携相談支援室」は、高齢者が医療・介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療関係者・介護関係者の連携を支援するための相談窓口であり、「在宅医療・介護連携支援コーディネーター」がその課題にあたります。  
「病院から在宅への退院調整」「在宅かかりつけ医・訪問看護師・ケアマネ(介護事業者)の紹介」「医療・介護サービスの情報提供」など在宅医療や介護に関して、お困りのことがあればご相談ください。

区民(介護保険第1号被保険者および第2号被保険者)およびその家族等

医療・介護サービスの提供

医療 介護

北区役所

相談日時	月曜日～金曜日(土・日・祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時
場 所	北区医師会館内3階(大阪市北区末広町3番14号)
相談方法	電話/FAX・来所・訪問

※来所や訪問による相談については、事前に電話予約をお願いします。

※この事業は、大阪市の介護保険法・地域支援事業に基づく「高齢者等在宅医療・介護連携に関する相談支援事業」を、一般社団法人大阪市北区医師会が受託し実施しています。

図 4 : リーフレット表面

**〔今後の展開〕**

本会としましては、コーディネーターがこれらの業務を果たすことが出来る様、本事業全体を円滑に、かつ着実に進めていく実施体制を整備しておく必要があり、適宜、担当理事を含む担当者会議や本会主催の木曜協議会などで、その進捗状況やコーディネーターに対する支援について協議しつつ、業務をバツクアップしております。

今後は先述した事業実施内容に基づき、市の意見・方針と照合しながら計画を立案し、事業展開する予定です。なお、本事業の実施期間は、平成28年8月1日～平成31年3月31日とされていますが、その後は3年毎の契約期間を設けて、継続的に実施されることになっていきます。現在は北区を含む11区(ほかに島区・港区・大正区・西淀川区・東淀川区・東成区・生野区・旭区・住吉区・東住吉区)がその対象地区となっておりますが、市は平成30年までには市内全地区で相談室設置を目指す方針です。近い将来、病床数が益々削減され、医療・介護難民が大発生するといわれる2025年に突入しても、慌てなくてもいいよう、行政を含めた地域包括的な在宅医療・介護体制の構築に貢献していくことがコーディネーターの主目的ではないかと考えております。

以上、会員の皆様におかれましては、本事業の主旨に関して、御理解を賜り、ご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます。またとともに、医療や介護にまつわる相談事がありましたら、遠慮なく「北サポ」へご連絡ください。

皆様、何卒「北サポ」をよろしくお願い致します。

